

11月定例市議会



昨年11月29日に開会し、市長が提出した59議案を原案どおり可決等しました。また、議員が提出した決議案2件、規則案1件、条例案1件を可決、意見書4件のうち2件を可決、2件を否決とし、12月20日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。

《市長が提出したもの》

補正予算＝令和6年度草津市一般会計補正予算(第5号)など

条例案件＝刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案など

一般議案＝契約の締結につき議決を求めることについてなど

人事案件＝青地町財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

《議員が提出したもの》

決議＝藤本品議員に対する問責決議案など

規則＝草津市議会会議規則の一部を改正する規則案

条例＝草津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

意見書＝「103万円の壁」を早急に引き上げを求める意見書案など

問・総務課(3階) ☎️561-2301、📠561-2483

・議事庶務課(3階) ☎️561-2413、📠561-2485

所得税の還付申告はお早めに

所得税の確定申告期間は、2月17日(月)～3月17日(月)です。草津税務署では、この期間以前でも所得税の還付申告の受付を行っていますが、事前予約制ですので、ご注意ください。国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーからも申告できます。

昨年まで開催していた、草津税務署の還付申告相談会は、今年は開催されません。詳しくは、広報くさつ2月号でお知らせします。



国税庁ホームページは
こちら



確定申告書等
作成はこちら

●令和6年分の確定申告はスマホとマイナポータル連携でさらに便利に！

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書などの作成、e-Taxでの送信ができます。自動計算されるので、計算誤りがありません。

令和6年分確定申告から確定申告書等作成コーナーで、以下のサービスを1月から開始します。

●所得税の全ての画面がスマホ向けの画面に

確定申告書等作成コーナーでは、所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい専用画面が提供され、スマホ申告がますます便利になります。

●スマホ用電子証明書に対応

スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成やe-Tax送信ができるようになります。利用者証明用電子証明書のパスワードは、スマホの生体認証機能などを利用できるようになります(機種によって異なります)。スマホ用電子証明書について、詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※Android™でのみ利用可能です

※Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です



●マイナポータル連携とは？

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。使用するには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ(またはICカードリーダー)が必要です。また、マイナポータルの利用者登録や、マイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。詳しくは、マイナポータル連携特設ページをご覧ください。



※収入関係や控除関係の情報は、情報提供元が情報を登録された後に連携が可能となりますので、ご注意ください

問・草津税務署

個人課税部門(大路二)

☎️562-1315(音声案内)

・税務課 市民税係

(1階9番窓口)

☎️561-2309、📠561-2479

すべての人を大切にするために

子ども事業「ぴーぶるランド」を開催しました



問 人権センター

(大路二、キラリエ草津3階)

☎️563-1177、📠563-7070

昨年9月、子ども事業「ぴーぶるランド」を開催しました。「ぴーぶるランド」とは、子どもと大人が楽しみながら、共に人権について考えるイベントです。昨年度に草津市が実施した「人権・同和問題」に関する市民意識調査で「親子で学習できる機会をつくってほしい」という回答が多く寄せられ、その声を受けて人権センターの新たなイベントとして開催しました。

参加者は「障害のある人に関係するマーク」や「ユニバーサルデザイン商品」など、人権に関するクイズに一生懸命答えたり、パラリンピック種目の「ボッチャ」に歓声を上げながら挑戦したりと、和気あいあいと楽しみながら取り組んでいました。

また、難病で寝たきりの方に講師をお願いしました。講師は、病気で体がほとんど動かせず、声が出せません。普段は、動かすことのできる左手でパソコンなどを操作し、社会福祉士の経験を生かして同じ立場の人への支援を行っています。当日は、遠隔操作ができる人型ロボットをイベント会場に設置し、自宅とつないで話されました。講師の操作によってロボットが話したり、参加者の様子に合わせて人間のように反応したりしました。講師からは、人権が「守られるべき権利

の集合体」であるという考え方に基づいて、権利について話されました。権利は「みんなが自分らしく幸せに生きるために、みんなが生まれたときから持っている大切なもの」として、風船に例えて説明されました。「権利の風船」が割れてしま(守られない)ときのことや、障害のある人の権利が関わりや道具によって守られ、自分らしく生きられることを、体験談を交えながら話されました。最後に、私が伝えたいことは、みんな同じ権利をもっていて、どの権利も大切ということです。私がこのロボットと出会えたように、権利の風船が割れないよう、工夫できそうなきときは、みんなと一緒に考えましょう。そして、もし、皆さんの権利の風船が飛んでいきそうなきや割れそうなきときは、周りにいる大人や友だちに助けを求めてください。みんなの権利が守られて、自分らしく幸せに生きられるように考えていきましょう。

というメッセージとともに、参加者に風船のプレゼントがありました。



「権利の風船」は、周りの人の意識や行為によって、

といった感想が寄せられ、子どもたちが人権について学んでいく姿に、大人も立ち止まる必要があると感じさせられました。

今後も、人権センターでは、人権について学びイベントや講座を開催していきますので、ぜひご参加ください。

ロボットを通じて講師とお話してきたことが、とても貴重な経験でした。今まで気付かなかった視点で物事を考えることができました。

初めて知ることがたくさんありました。「権利」を子どもが分かりやすく学ぶことができる良い企画だと思いました。

ぴーぶるランドは楽しかったようで、帰りに人権クイズで紹介されていたエレベーターの鏡やマークを、興味をもって見ていました。

参加者からは、

その人が持ち続けることも、その人から奪い取ってしまうこともできません。講師との出会いと話から、参加した子どもたちは、権利は誰にとっても「大切なもの」「守る・守られるもの」と捉えることができたのではないのでしょうか。